

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	1 64	第1 第5	3 11	(2)	ア			施設整備業務 合葬式埋蔵施設 (合同墓) 運営業務	合同墓については、施設整備業務には含まれないと 考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	6	第1	8	(1)	エ			燃料等備蓄	運営開始前(施設整備時)に備蓄タンク等に初回充 填する燃料の費用も、運営期間中の消費分補充と同 様、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P6 7(2)イに規定するとおりです。
3	6	第1	8	(1)	オ			災害時対応	市の要請があれば、一時的な避難機能として施設を 開放とあります。避難所としては指定しないと考える てよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	6	第1	8	(1)	オ			災害時対応	市の要請があれば、一時的な避難機能として施設を 開放とあります。想定されている避難機能に必要な、 対応諸室、設備、備品等について、ご教示お願いい たします。 装備する備品の維持管理及び避難機能の設置や可 変対応等については、本事業には含まれないと考える てよろしいでしょうか。	前段について、火葬場サイドで避難機能のみを前提 とした設備や備品等は不要です。また、対応する諸 室は災害規模等によって異なると思われますので、 災害時に一時開放可能な諸室を協議します。 後段については、ご理解のとおりです。
5	8	第2	1	(1)				施設要件	延べ面積3,200㎡程度とありますが、延べ床面積の上 限や下限はあるでしょうか。	延べ面積は-5%までの範囲にて提案してください。 ただし、利用者の利便性や快適性を損なうことなく、 運営上も支障がないことを前提とします。
6	8	第2	1	(1)				施設要件	延べ面積は「建築基準法上の延べ面積」とありま すが、建築基準法は、外部の車寄せは庇付きであるた め床面積に含まれると考え、面積に算入するというこ とでよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P8 1(1)に規定するとおりです。
7	9	第2	1	(3)				インフラ整備状況	電気インフラが未整備になっていますが、当該敷地ま での電気引込は本事業に含まれるのでしょうか。	電気引込は本事業に含みます。既存火葬場までは 国道490号より中国電力が引込みを行っており、既存 火葬場から白石墓園(第1墓園A)のトイレまでの送電 を市が整備しています。 本事業において、「資料5①敷地造成計画図」の事業 区域内まで高圧で引込みを行い、キュービクルを整 備し、そこから合同墓及び白石墓園(第1墓園A)のト イレまで送電を行ってください。 具体の整備イメージについては、入札公告時に示す 予定です。
8	10	第2	2	(3)				周辺環境、地球 環境にやさしい 火葬場	周辺からの景観の「周辺」とはどこを指しますか。周囲 の墓地でしょうか。	主には白石墓園を指しますが、白石墓園に近接する 市民や事業者にも影響が生じるような設計であれば、 その方々への配慮も必要になります。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
9	10	第2	3	(1)	ア			敷地造成	「事業用地外に新たに排水設備を市が設置する」とありますが、具体的にどのような排水設備を想定しているか教えてください。	排水設備の位置については、「資料5①敷地造成計画図」に示すとおりです。排水設備の構造等は、令和6年度に市が実施する造成設計後に示します。なお、排水設備については、敷地内の排水や日常管理にも考慮する予定です。
10	10	第2	3	(1)	ア			敷地造成	用地内の伐開～構造物の設置を令和7～8年にかけて市が実施とあります。関連する開発許可申請については、先行して令和6年頃に実施されると考えてよろしいでしょうか。	当該開発行為は、開発許可を受ける必要はありません。
11	10	第2	3	(1)	ア			敷地造成	市が実施する敷地造成の詳細については、配布資料5「敷地造成計画図」を参照とあり、市ホームページに後日配布とあります。配布予定の期日をお知らせいただけますでしょうか。	本質問回答とあわせて公表します。
12	10	第2	3	(2)	イ			事業用地周辺への心情、景観等に配慮	事業用地周辺の「周辺」とはどこを指しますか。周囲の墓地でしょうか。	主には白石墓園を指しますが、白石墓園に近接する市民や事業者にも影響が出るような設計であれば、その方々への配慮も必要になります。
13	11	第2	3	(3)	ク			駐車場計画	「霊柩車の待機スペース」の具体的な使い方の想定がありましたら教えてください。	現火葬場の利用状況に鑑み、葬祭業者が霊柩車から柩を告別室へ移動させ、告別式後に会葬者が待合室に移るまでの一定時間、停車させるスペースです。
14	11	第2	3	(4)	ア			外構計画	防災調整池の具体的な仕様、設置条件、設置が必要な理由について教えてください。	防災調整池の部分は削除します。
15	11	第2	3	(4)	ウ			外構計画	敷地南側の法面は、「土羽等によることを基本」としていますが、機能的、景観的に満足すれば、事業者の提案として擁壁等の設置も可能でしょうか。	可能です。
16	11	第2	3	(4)				外構計画	普通自動車、マイクロバス、霊柩車が円滑に離合可能な幅員とあります。離合可能とはどのような意味か具体的にお教えてください。	車両が無理なくすれ違えることができるという意味です。
17	11	第2	3	(4)				外構計画	普通自動車、マイクロバス、霊柩車が円滑に離合可能な幅員(概ね8m程度)とあります。概ね8mの上限、下限はありますか。機能的に満足すれば幅員は事業者提案と考えてよいでしょうか。	円滑に離合可能であれば、幅員は事業者の提案でも可とします。
18	12	第2	4	(1)	エ			省エネルギーの推進	太陽光発電設備(自家消費を主目的)とありますが、売電も可能ということでしょうか。	自家消費した上で、さらに余剰電力があれば売電も可能です。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
19	12	第2	4	(1)	エ			省エネルギーの推進	「太陽光発電施設(自家消費を主目的)の発電容量は20kw以上とすること」との記載がございますが、「P32_第2_7 建築付帯設備要件_(2)電気設備_(カ)発電設備_g」においては、「太陽光や自然エネルギーによる発電設備を導入する場合は、計画地の特性やコスト面を踏まえ提案すること」との記載がございます。太陽光発電の設置は必須(要求水準)とも提案者の任意とも読み取れますが、どちらのお考えでしょうか。	発電容量20kw以上の太陽光発電施設は必須です。それ以上のものを設置する場合は、「P32_第2_7建築付帯設備要件_(2)電気設備_(カ)発電設備_g」に準拠するものをご理解ください。
20	12	第2	4	(1)	エ			省エネルギーの推進	「太陽光発電施設の発電容量は20kW以上とすること」とありますが、ここに記載されている20kWとは太陽光パネルの容量と考えてよろしいでしょうか。	実際に使用可能な電気容量として20kWが確保できるよう計画してください。
21	13	第2	5	(1)				施設構成及び諸室要件	施設構成及び諸室要件等に合同墓の要件がありませんが、合同墓の建設は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。事業範囲の場合は、その施設構成及び諸室要件等をお教えてください。	ご理解のとおりです。
22	11	第2	5	(2)	ウ			施設構成及び諸室要件 基本的な考え方	「昇降機設備を建物内の両端2か所以上に適切に配置すること」とありますが、機能的に満足すれば事業者の提案として建物内の両端以外の場所に設けることも可能でしょうか。	可能です。但し、会葬者同志の動線が交錯しないことを前提としているので、昇降機設備が近接していることは想定していません。
23	14	第2	5	(3)	ア	(ア)	a	エントランス・車寄せ	大型バスが横付けとありますが、駐車場はマイクロバス用駐車場です。大型バスとはマイクロバスを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	15	第2	5	(3)	ア	(エ)	c	告別・収骨室	原則1室72㎡以上とありますが、72㎡以下の場合は要求水準違反でしょうか。	30人程度の会葬者が収容可能で、機能的に支障がなければ72㎡以上でなくても結構です。
25	15	第2	5	(3)	ア	(エ)	c	告別・収骨室	告別・収骨室について、原則1室72㎡以上とありますが、会葬の想定人員は、待合個室と同じ20人程度と考えてよろしいでしょうか。	会葬者は30人を想定しています。
26	15	第2	5	(3)	ア	(エ)	g	告別・収骨室	高温の台車に接しないようガードを設けるとありますが、一般的な固定式のガードを設けた場合、告別時に邪魔になります。やけど防止の対策は、事業者の提案によると考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
27	15	第2	5	(3)	ア	(オ)		多目的スペース	多目的スペースの「簡易な葬送等」とは具体的にどのようなものを想定しているかお教えてください。建築基準法上の集会の用に供するものに該当しない程度の使い方を想定してよろしいでしょうか。	多目的スペースは、利用形態を特定せず、会葬者が自由に利用できるフリースペースとして活用予定(要予約)です。集会の用途は想定していません。簡易な葬送は、想定される一つの利用形態として位置付けており、その際の留意点をaからdに示しています。
28	15	第2	5	(3)	ア	(オ)		多目的スペース	「簡易な葬送等」以外の使用用途についてお教えてください。	要求水準書(案)に関する質問回答No.27をご参照ください。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
29	15	第2	5	(3)	ア	(オ)		多目的スペース	多目的スペース:隣室と一体的に利用とあります。一体利用すべき室に指定等がありますでしょうか。	指定はありませんが、倉庫等との一体利用を想定しています。一体利用の際は、隣室内の備品等の移動を可能とするよう留意願います。
30	15	第2	5	(3)	イ	(ア)	e	火葬炉室	火葬炉の排気口は、周辺住居から見えないように配慮とありますが、周辺住居とはどこの住居を指すのか教えてください。	白石墓園の北側(火葬場建設予定地から約200m程度の距離)に住宅が位置していますので、そこから排気口が見えないよう配慮してください。
31	16	第2	5	(3)	イ	(イ)		霊安室	霊安室に保管されている遺体に面会等するために、一般の方が出入りすることは想定されておりますでしょうか。	想定していません。
32	16	第2	5	(3)	イ	(ウ)		制御・監視室	制御・監視室が火葬炉室内を見渡せる条件を満たせば、事務室に制御・監視機能を一体化させることは可能でしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
33	19	第2	5	(4)	ア	(イ)		待合ホール・共同待合スペース	待合ホール・共同待合スペースの面積やソファ数などのご提示がありませんが、貴市が想定する最低必要数のご提示はしていただけるのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
34	18	第2	5	(5)	ア	(エ)		休憩室(職員用)	休憩室(職員用)は、「イ管理エリア、(エ)職員用諸室」に設ける休憩室と兼用とすることが可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。要求水準書において、「管理部門」の区分を設け、必要要件を整理していく予定とします。
35	19	第2	6	(1)	ア	(ア)		設置基数	予備炉1基については、将来の増設スペースを確保すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	19	第2	6	(1)	イ			火葬炉設備 主要項目	最大枢寸法について、大型炉の記載がありますが、火葬炉は全て大型炉にて整備するという理解でよろしいでしょうか。	大型炉は対応可能な最大値を示したものです。火葬炉は標準炉を基本とし、うち1基以上は大型炉としてください。要求水準書において、標準炉の枢寸法について明記していく予定とします。
37	19	第2	6	(1)	イ	(ア)		火葬重量	燃焼計算の根拠となる火葬重量は、「要求水準書(案)P5_第1総則_5 適用法令・基準_(2)設計基準、仕様書等」にある、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改定新版」の記載内容(遺体75kg、柩15kg、副葬品10kg)にて計算してよろしいでしょうか。	標準時の計算については、ご理解のとおりです。なお、設計時において「ご遺体120kg、柩25kg、副葬品5kg」の火葬重量に対する燃焼計算書の提出をお願いします。
38	19	第2	6	(1)	イ	(ウ)	a	火葬時間	公害防止の観点から、主燃バーナ着火前に再燃焼炉を5分程度予熱行いますが、この時間を含め75分との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	19	第2	6	(1)	イ	(ウ)	b	火葬回数	火葬回数は、原則最大2回/炉・日とあり、1日の火葬件数は14件と理解しますが、61ページの(3)火葬件数最大17件/日と齟齬を感じます。貴市のお考えをお示しいただけますでしょうか。	通常の運営においては、1日の最大火葬件数を14件と想定し、2回/炉・日としています。ただし、火葬が集中した日(基本計画では最大17件と推計)においては、3回/炉・日となることも予測されるため、要求水準書P19 6(1)イ(ウ)bを以下のように修正します。「火葬回数は、原則2回/炉・日とする。ただし、火葬が集中した日においては、必要に応じて火葬回数の増加に対応すること。」

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
40	28	第2	6	(3)	ア	(オ)		計装制御一覧表(案)	火葬炉メーカーごとに、計装・制御システムが異なることから、記載内容は標準参考例と考え、事業者提案により適宜追加・削除を行っても宜しいでしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
41	28	第2	6	(3)	ア	(オ)		計装制御一覧表(案)	本表を参考として、詳細は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
42	29	第2	6	(3)	イ	(ウ)	c	自己診断機能	「排煙濃度計」は火葬炉の運転制御に利用しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障がない場合、事業者の判断で「排煙濃度計」を設置しなくてもよろしいでしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
43	30	第2	6	(3)	イ	(エ)	f	(c)主要機能 運転状態表示機能	「排煙濃度」、「排気筒CO・O2濃度等の表示機能」とありますが、火葬炉メーカーごとに制御システムが異なることから、記載内容は参考例と推察します。排煙濃度及び排気筒CO・O2濃度計を火葬炉の運転制御に利用しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障がない場合は、事業者の判断で設置しなくてもよろしいでしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
44	36	第2	7	(3)	イ	(コ)	a	消防設備	開発工事については、市において行われると考えておりますが、消防水利については、開発工事に伴い設置済と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P36 7(3)イ(コ)に規定するとおりです。
45	36	第2	7	(4)	ア			燃料保管設備	…日最大火葬件数…とは、8炉×3回転=24件との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	36	第2	8	(1)	ア	(ア)		予約・運営システム整備要件	予約対象の諸室について、予約対象の日数は何日間になりますでしょうか。	火葬1件あたり1日の予約となり、複数日の予約は不可とします。なお、火葬1件あたり1枠のみを予約可とします。
47	36	第2	8	(1)	ア	(イ)		予約・運営システム整備要件	予約状況の公開対象は、葬祭業者で予約を行う、火葬炉・待合個室の予約空き状況でよろしかったでしょうか。 もしくは、事業者側で登録を行う、多目的スペース・霊安室の予約空き状況の表示も必要でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、多目的スペース及び霊安室については事前に使用意図を確認する必要があることから、電話予約による運用を想定しており、予約状況の公開は不要です。
48	36	第2	8	(1)	イ	(イ)		予約・運営システム整備要件	音声案内について確認させてください。待合室の会葬者に対するの収骨案内等、音声による案内は必要でしょうか。	待合室の会葬者に対する音声案内は必要です。案内方法については、事業者の提案に委ねます。
49	37	第2	8	(3)	ア	(オ)		予約・運営システム整備要件	自動制御機能の手動変更とは、火葬炉と連携した自動制御と、運用支援システム側で手動操作による火葬状況の進行処理を行える必要があるとの認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	38	第3	3	(1)				設計業務	地質調査は市においてなされていますが、この地域において旧坑道は存在しないと考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
51	40	第3	4	(3)	イ			建設業務	「…別途市が指定する日は工事を行わないこと」と記載がありますが、指定日は年間何日程ありますでしょうか。やむを得ない場合は、指定日に工事を行うことを協議させていただくことは可能でしょうか。	前段について、現時点で想定している指定日は、彼岸の土曜日です。後段については、協議可能です。
52	41	第3	4	(3)	オ			建設業務	「建設工事期間中は工事進捗状況等が確認できるよう、白石墓園利用者等に広報業務を行うこと」と記載がありますが、広報の方法については、事業者委ねると考えてよろしいでしょうか。	立て看板を公道入口2箇所及び園路各所に、墓園利用者へわかりやすく周知できるよう、設置位置や内容を工夫してください。
53	41	第3	4	(5)	ア	(イ)		建設業務	「…何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする」と記載がありますが、工事現場のみで、ウェブカメラ等設置し、遠隔地から施工状況を確認することは想定していないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	44	第3	6					工事監理業務	監理業務は、非常駐監理も可と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
55	45	第3	7	(2)				公害防止に係る基準	「運用期間においても定期的(夏季・冬季/年)かつ、炉の半数を隔年のローテーションで検査を行うこと」とあります。これは、1年目に1、2、3、4号炉の排ガス測定を夏季・冬季の2回(計8測定)行い、2年目には5、6、7号炉の排ガス測定を夏季・冬季の2回(計6測定)行う(以降、3年目以降も同様に)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書(案)P45 7(2)の記載内容について、以下のように修正していく予定とします。 「運用期間においても炉の半数を隔年のローテーションで定期的(夏季・冬季/年)に検査を行うこと」
56	48	第4	2					用語の定義(修繕)	修繕の定義に「建築物等」とありますが、火葬炉設備も含まれるのでしょうか。	含みます。
57	48	第4	2					用語の定義(火葬炉の大規模修繕)	例えば、火葬炉設備のうち燃焼設備のみを一式更新する場合でも大規模修繕となるのでしょうか。	燃焼設備は火葬炉設備の一部と考えるので、大規模修繕にはなりません。
58	50	第4	3	(5)	ア	(イ)		総括責任者	総括責任者は、必ずしも維持管理・運営代表企業から選出しなければならないわけではないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)P50 3(5)アに規定する範囲において選出してください。
59	50	第4	3	(5)	イ			維持管理業務責任者及び業務従事者	要求水準の内容を満たす限り、何れも常駐義務は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	52	第4	3	(6)	イ	(オ)		修繕または更新	「…事業終了後2年以内は、建築物、建築付帯設備等の修繕または更新が必要とならない状態を確保…」とありますが、これには火葬炉設備も含まれるのでしょうか。	含みます。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
61	52	第4	3	(6)	イ	(オ)		修繕または更新	「…事業終了後2年以内は、建築物、建築付帯設備等の修繕または更新が必要とならない状態を確保するものとする」ありますが、更新については理解しますが、経常修繕は毎年必要と考えており21、22年度の修繕費がないことは現実的には難しいとも考えています。貴市のお考えをご教授をお願いできますでしょうか。	要求水準書(案)P48 2に規定するとおりです。修繕の定義として、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除くとしています。
62	53	第4	3	(9)	ア				「火葬炉設備の修繕・更新が必要とならない状態を基準に」とありますが、この修繕には毎年発生する経常修繕も含まれるのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.61をご参照ください。
63	54	第4	5	(1)				運転・監視	要求水準を満たすことを前提に、運転・監視は遠隔操作・監視も可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	55	第4	7	(8)				植栽・外構等維持管理業務	資料2中に示す火葬場敷地外の事業区域は、維持管理業務のみが対象であり、新たに整備工事を行う必要は無いと考えてよろしいでしょうか。また、整備工事着手前の当該地の整備状況についてお教えてください。	「資料5③植栽整備区域図」に示す事業者施工の範囲について、P11(4)外構工事ウに記載のとおり、植栽等の整備を行ってください。(※今後、要求水準書(案)P11に記載の「敷地南側」は、資料5「植栽整備区域図」にて示す事業者施工の範囲に変更予定)
65	56	第4	12	(2)				残骨灰の処分方法及び処分先	残骨灰の処分について、現在、貴市ではどのような処分を行っていますでしょうか。	施設内の一時保管場所に袋に詰めて保管し、定期的に(年4回以上)適切な処理施設に搬出のうえ分別・粉砕処理等を施した後、近隣の供養地へ埋葬しています。
66	57	第4	14	(1)				基本要件	…2年以内は修繕又は更新を要しない…とありますが、修繕と更新の定義について明確に示していただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)P48 2に規定するとおりです。
67	57	第4	14	(1)				基本要件	…建物及び火葬炉設備については2年以内は修繕又は更新を要しない…とありますが、火葬炉の修繕には毎年発生する経常修繕(軽微な修繕)も含まれるのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.61をご参照ください。
68	60	第5	2	(2)	イ	(ウ)		予約受付業務 公金収納代行業務	「予約受付業務、公金収納代行業務当該業務については原則不可」については、構成員または協力企業以外の第三者に委託することが不可であり、JVを構成する場合、あるいはSPCを設立する場合において、それぞれの名において構成企業が当該業務を行うことは当然に可である、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該記載部分については、入札公告時に記載内容を改めることとします。
69	61	第5	3	(1)				開場時間	開場時間が9時ですが、受付時間も9時開始を想定しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	61	第5	3	(1)				開場時間	貴市火葬場条例施行規則では受付時間は10時からとなっていますが、基本計画では9時受付も検討されるとのことでした。今後、条例内容の変更もあるのでしょうか。	「宇部市火葬場条例施行規則」における受付時間「午前10時から午後5時まで」を、開場時間「午前9時から午後6時まで」に改正する予定です。なお、受付時間は開場時間と同一とします。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
71	61	第5	3	(3)				火葬件数	最大17件/日で…との記載がありますが、原則1炉2回転の件数とも異なるため、17件の根拠をご教示願います。	通常の運営においては、1日の最大火葬件数を14件と想定し、2回/炉・日としています。ただし、火葬が集中した日(基本計画では最大17件と推計)においては、3回/炉・日となることも予測されます。
72	62	第5	4	(6)				予約受付業務	火葬許可書・使用許可書及び使用許可書・使用許可申請書等の申請書・許可書についても、貴市でよろしいでしょうか。予約システムからの発行では無いとの認識で問題無いでしょうか。	現段階では、火葬・使用許可関連業務は市が行いますが、P62、4、(6)に記載のとおり、将来的に本事業に追加する可能性があります。ただし、開業時に導入する予約システムには、組み込む必要性はありません。
73	64	第5	9	(2)				待合室	(2)では待合室…とあり、(3)では待合個室との記載となっています。待合室と待合個室の意味合いは異なるのでしょうか。	待合室は、全て待合個室と読み替えてください。当該記載部分については、入札公告時に記載内容を改めることとします。
74	64	第5	9					待合室管理業務	利用者が給茶用具等を使用した後のかたづけや机の清掃(布巾がけ)は事業者負担でしょうか。あるいは利用者(葬祭業者)が行うのでしょうか。日常清掃員の人数や人件費の積算が変わるため、明確にしたいだけますでしょうか。	待合個室の利用に関して、貸し出した給茶用具の返却は利用者が、使用後の給茶用具の洗浄は事業者が行います。使用後の机や床の清掃は、事業者が行います。飲食等のごみの片付けは利用者が行いますが、残されたごみは事業者にて処分することとします。
75	64	第5	9					待合室管理業務	利用者が待合室で飲食した場合の後かたづけ(机の布巾がけや弁当ガラの処分)は事業者負担でしょうか。あるいは利用者(又は葬祭業者)が行うのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.74をご参照ください。
76	64	第5	10	(1)				自販機等運営業務	自販機等運営業務について、物販等については、自販機のみでの販売とし、弁当販売含め有人売店は想定していないという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
77	64	第5	10					自動販売機等運営業務	事業者の自主事業ではなく運営業務の一部として行うという理解でよろしいでしょうか。売上(ベンダー等からの手数料)は貴市に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。併せて要求水準書(案)P17(4)ア(オ)もご確認ください。後段について、当該売上については事業者に帰属します。なお、市は、当該自動販売機の設置にあたって行政財産の使用許可を行う予定であり、事業者は宇部市行政財産使用料徴収条例に規定する使用料を市に納付する必要があります。
78	64	第5	11	(3)				合葬式埋蔵施設(合同墓)運営業務	「納骨棚に収める骨壺」と「合葬室に直接収める焼骨」の違いについて合同墓の構造を含めお教えください。	資料7「合同墓整備に係る基本方針」中の③、④、⑤に記載のとおりです。
79	64	第5	11					合同墓の運営業務	申請者が持参する骨壺及び焼骨(合同墓の場合)の受け渡しは本施設(事務室)内で完結し、申請者の立会いの下でその都度合同墓に搬入する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
80								維持管理業務 報告書(月報) 様式	運營業務報告書は、月報・四半期・年間の3種類の準備が必要ということよろしいでしょうか。また、現在の運營業務報告書の書式フォーマットに合わせる必要がありますでしょうか。追加が必要な項目もあれば、お教えいただけますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、書式フォーマット(様式)をはじめ、報告事項、内容等は事業者提案により作成いただき、市との協議や調整などを経て当該様式や内容などを確定していく予定としています。